

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十五日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第二十七号

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十五年広島県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中

会計課	課長	
会計管理者部局	会計管理者	課長

改め、同表備考を備考1とし、同備考の次に次のように加える。

2 この表中「会計管理者部局」とは、会計管理者及び会計課により構成される機関をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。